

平成28年白老町議会全員協議会会議録

平成28年11月 2日（水曜日）

開 会 午後 3時15分

閉 会 午後 4時25分

○議事日程

1. 地域循環バス元気号の追加運行（経過）について

○会議に付した事件

1. 地域循環バス元気号の追加運行（経過）について

○出席議員（13名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君		

○欠席議員（1名）

議長 山本浩平君

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	岩城達己君
地域振興課長	高橋裕明君
財政課長	大黒克己君
総務課長	岡村幸男君
地域振興課主幹	佐々木尚之君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	南 光男君
主 査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○副議長（前田博之君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

本日は山本議長が都合により欠席となっております。したがいまして、本日の全員協議会は、議会全員協議会運営要綱第5条の規定により、私、副議長が議長の職務を務めますので、よろしくお願いたします。

（午後 3時15分）

○副議長（前田博之君） 本日の全員協議会の案件は、地域循環バス元気号の追加運行（経過）についてであります。

本件につきましては、10月13日に町から説明を受け、協議しましたが、岩城副町長から契約等審議会で事態を整理したい旨があり、継続審議することになったことから、本日改めて全員協議会を開催するものであります。それでは、町から説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 本日は議会全員協議会のお時間をいただきまして誠にありがとうございます。本年6月会議において補正予算をいただきました地域循環バス元気号の追加運行について、10月13日に開催していただきました全員協議会の継続審議につき、10月25日に開催いたしました白老町契約等審議委員会の報告を含めて、町の対応をご説明いたします。

1. 運行開始の遅延による契約書及び契約行為についてであります。当初、8月から実施予定としておりました乗合タクシー運行ですが、受注者において車輛と運転手の確保ができず遅延となったものであります。白老町契約等審議委員会としては、請負契約書において契約期間平成28年8月1日から平成29年3月31日としており、運行開始予定の8月を過ぎても車両確保及び道路運送法第21条の許可ができず、運行開始が10月となったことは、受託者が白老町競争入札参加資格者指名停止措置要領の第2第3号「契約違反等」に抵触すると判断し、受注事業者に対して指名停止とする審議結果となったことから、町として厳正に処分することとしました。

2. 暫定運行として実施したタクシー運行についてであります。契約等審議委員会では、請負契約の内容から、開始が遅延した理由が受注者の原因による契約違反と判断したことから、暫定運行は受注者の損失負担として代替対応すべきであり、町がその費用を負担することに理由がないものと判断したことから、町として支払金を返還させることといたしました。

3. これら一連の行為を通じての対応についてであります。町は、乗合タクシーの運行を一刻も早く実施できるよう受注者への対応確認と、その受注に対する請負がいつから実施可能かをしっかり確認すべきであったこと。その確認を口頭のみで行うべきではなく、協議書など文書でお互いの責務を確認すべきであったと捉えております。これらの町側の手続き及び行為につきましては、別に白老町職員分限懲戒審査委員会を開催し対応してまいります。このようなことから、事業実施に至るまでの対応につきまして深く反省するとともに、厳正な対処を行うこととし、初期の目的であ

る町民の足の充実に向けた実証実験を達成させてまいりたいと考えております。

このたびは町民の皆様、議会の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことに心からおわびを申し上げます。

○副議長（前田博之君） ほかに説明ありませんか。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、もう1枚の資料です。

指名停止処分についてということで、10月25日に、白老町契約等審議委員会を開催し、今回の事業につきましての処分等の協議を行っております。

まず記載のとおりでございますが、2. 対象事由といたしましては、先ほども戸田町長のほうからお話ございました、運行開始が10月となったということで、この白老町競争入札参加資格者指名停止措置要綱、別表第2-3（契約に違反）というところに抵触する恐れがあるということで処分内容を決定いたしました。

処分内容につきましては、3番のところ①から④までというところの処分内容になってございます。そのうち④停止処分ということで、この停止処分の契約違反につきましては、当該認定をした日から2週間以上4カ月以内ということになってございますが、今回の審議結果としまして、1カ月間の指名停止という内容になってございます。

また、5. その他ということで、暫定運行に係る町負担金につきましては、この金額を返還させるという内容で取り決めてございます。以上でございます。

○副議長（前田博之君） ただいま説明がありましたが、この件について、特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。指名停止処分についての今の見解をお聞きしましたが、本来この指名停止処分というのは、6月3日に行政処分を受けている業者に対して、7月21日の運行業務契約締結の前にするべき停止処分でなければならなかったはずを、今ここですというのちょっと私自身がちょっと理解できないのです。そういうものなのかどうか。審議会を通して、こういうことになるのだというのであれば、そういった説明をしてもらわないと、私自身は例えばその指名停止を業者に科すとすれば、6月3日に業者さんは行政処分を受けているのです。それを知らずにまちはこの業務契約を締結したというのであれば、それはまちの責任全てなのだと思うのだけでも、本来であればそういったことの実態関係がわかっていたら、本来であればそこで締結する前に指名停止処分をして、そして行政なりの新たな考え方を議会に示すなり何なりをしたのではないかと思うのですけれども、その辺の考え方について、ちょっと私の見解がおかしいのか、まちの流れる的なものでこうなってしまったのか。そこだけちょっとお聞きしたいのです。

○副議長（前田博之君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいまのご質問でございますが、今回の指名停止処分の内容につきましては、今、氏家議員のほうからお話ございました6月3日の運輸局の行政処分とは全く関

係するものではなく、今回はあくまでも7月21日に契約した内容、これが履行されていないという中で、実際に履行されたのは10月に入ってからという、このいわゆるこれを物を用意できなかったという部分についての処分という考えでございますので、あくまでも6月3日の、他の期間の処分とはこれは関係するものではございません。

○副議長（前田博之君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。それでは、この契約の仕方もいろいろ、副町長からも前回お聞きしておりますけども、こういった行政処分を受けたにもかかわらず、7月21日締結、6月3日にそういった行政処分を受けていて、71日車ですか、そういった行政処分を受けていて、そういったことをわかりつつ契約を結ぶということはあり得るのですね。そこだけはっきりさせてください。そういったことに対して何のそこには全然、何の落ち度もなくて、そういった契約はあり得るのだということであれば、ちょっと教えていただきたいのです。

○副議長（前田博之君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 6月3日の今回の行政処分につきましては、あくまでも町の考え方といたしましては、その行政処分あったとしても契約はできるという考えで、7月21日に行った契約は有効というふうに考えてございます。その理由は、本町の業者の契約する場合の指名停止処分という部分については、あくまでも白老町競争入札参加資格者指名停止等措置要領というものに記載している内容のみを、これに該当するといった場合に指名停止をするということになりまして、その指名停止期間には入札には参加できないということでございますので、今回の6月3日の行政処分については、この町の要項の内容には合致しないということで7月21日の契約は有効であるという考えで契約をしてございます。判断をしてございます。それともうちょっと詳しく説明をさせていただきますと、この指名停止等措置要領の中に、不正または不誠実な行為によって指名停止をできるという内容がございます。これにつきましては別表第2の第15というところになるのですが、いろいろこの部分については契約違反のほかにも、事故があったりですとか、あるいは贈収賄だとか、そういった部分で指名停止をする内容となってございますが、もう一つ今、先ほど申しました、不正または不誠実な行為という部分も指名停止の理由になります。ただ、これがどのような不正または不誠実な行為を、どのようなものを持ってこれを指名停止の処分とするのかという部分につきましては、業務に関し不誠実な行為をし、工事の契約の相手方または契約の相手方としてふさわしくないと判断される場合ということなのですが、代表例がちょっとありまして、例えば法令の規定により営業停止を命じられたですとか、あるいは脱税により税務当局から告発されたとかというような、ちょっと内容については重い内容のものが、この今、不正、不誠実な行為というふうに該当するというふうに考えてございます。今回の6月3日の内容につきましては、このような部分とはちょっと内容的には違っていると、そこまで重い処分ではないという判断のもとに6月3日の部分のものをもって指名停止とかということにはならないという判断で考えておりました。

○副議長（前田博之君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） それではその6月3日の例えば輸送施設の使用停止というのは、例えば営

業停止なんかには含まれないという判断なのですね。わかりました。それでは、今のそういったお答えをいただいた以上、私は謝らなければいけない。今まで、この行政処分を受けた業者さんに対して、あまりにもちょっと私失礼な質問をしてしまったのかもしれませんが。この部分については、心から謝罪しなければいけないと思います。この場を借りてお謝りしなければいけない。ただし、その8月1日からの運行を履行できなかったということに対しての指名停止ということについて、これからちょっと議論させていただきたいと思います。

○副議長（前田博之君） ほかにございませんか。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） ちょっと確認をさせていただきたいと思います。審査結果として停止処分をしたということで、2カ月契約から遅れたということでの処分ということなのですが、停止期間が28年10月25日から28年11月24日、この1カ月間を指名停止ですね。というのは、白老町が何か事業をするという指名をした業者から募集したりするときに、その指名願いは出せないというこの期間という意味ですね。

それが一つと、それからもう一つ、この指名停止期間前に契約をしていて、その関係する事業をもしやっていたとしたら、それは一切関係がないということですね。事業としてはそのまま継続をして、ただできないのはその契約を停止期間のそのときに契約がもし発生したときにはできないけれども、それ以前だったから全然問題ないですという意味になりますね。だからこの停止処分というのは全然、事業者にとってはこういう契約というのは1年に1回とか2回だから、こういう途中半端なときに設けられても、次の指名停止は全然関係ないことですね。次はまた日にちが過ぎていきますからできるということで捉えてよろしいのかどうか。

○副議長（前田博之君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず1点目の指名停止の期間の考え方でございますが、あくまでもこの1カ月間、25日から11月24日までについては、町が仮に何かを発注するといったときに、本来であれば入札参加できる資格を有したとしても、今回この指名停止期間は入札には参加できないということになります。仮にあった場合ですけれども、なければ全然そのまま期間が過ぎればそれで終了ということになります。

それから、この期間前に契約したものという部分については、契約の考え方としまして、それはこれは全国的にそうなのですけれども、既に契約したものについてはこの指名停止というものは、影響しないという考え方でございますので、今回の7月21日に行っている契約についても、このような停止処分があったとしてもこれは別の事業として運行できるという考えでございます。

○副議長（前田博之君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） それともう1点、先ほど説明がありました、3番目の契約のやりとり、口頭のみで行ったとか、そういうことの文書等の責務を確認すべきだったというようなことを捉えて、町側の手続き及び行為については、別に白老町職員分限懲戒審査委員会を開催して対応してまいりますということなのですが、これは当然発生すべき何か責任があつて、それだけその審査委員会を

開いて責任を問われなければならないということが町側には残るから、こういう委員会を開いてされるのか。そして、これはいつごろその結果が出るのか。その辺、お聞きしたいと思います。

○副議長（前田博之君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） やはり今回のことに関しては、受注者の責任ということで、今あったように入札指名停止、それから及び9月12日からの運行の部分で支払った分の返還をとります。その間の行政が町としてかかっている、そのやり方についてやはりしっかりとしたその進め方がもっとあったのではないかということの責任はやはり免れないというふうに捉えております。そういうことから、この懲戒審査委員会については早々に開いて、それなりの措置はとりたいというふうに考えおります。

○副議長（前田博之君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 今まで町が大中小いろいろな契約を結ばれてきたと思うのですが、こういった点でその契約の実効性の中で、こういった問題点、その文書できちんとしなかったとか、その請求の仕方があれだとか、日程よりかなりこういうふうに遅れたとか、そういったことというのは今までこういうことで処分を町職員も受けたというようなことは今まであったのでしょうか。

○副議長（前田博之君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） このような、今回のような事例では同じようなケースはありません。ただ、建設工事の中で契約した工期、期間、いつまでに終えなければならないという工期を割ってしまって、そのことで事業者と監督員の責任を求めたという事例はございます。町職員の監督員ということですが、監督員並びにその上司の責任ということでは出ております。

○副議長（前田博之君） ほかに質疑ありませんか。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 本日の質問、いただきましたこの指名停止処分のことでちょっと一つだけお伺いしたいのですが、契約に違反するおそれがあるということは、つまり受託者に瑕疵があったというふうに理解してよろしいのでしょうか。まずその1点、お伺いいたします。

それと先ほどもちょっとお話し出ていましたけれども、行政処分6月3日にこの受託者が受けていて、6月28日に終了しているというそのことなのですが、その契約受託者が行政処分を受けた事実は白老町がいつ、誰がどのような形で報告を受けていたのか。それは文書なのか、口頭なのか、その辺、ご説明願いたいと思います。

次に受託者の方が道路運送法の中でさまざまな手法があって、今回乗合タクシーをこうやって町として選ばれております。今回、この契約を見ると、全額日額2万5,920円支払うことになっているのですが、これをわざわざ1回1日3回乗車想定日、どのくらいのお客さんが乗る、利用者がいると利用されてこういうふうに組んだのか。

そして現在、やはり今回このような形になったわけですが、いつまでたっても車が利用できないということで暫定的に、さらに暫定的にタクシーを利用したわけなのですが、今現在もそのことについてどう評価しているのですかということをお伺いしたいと思います。まずその3点、

お伺いさせていただきます。

○副議長（前田博之君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 私から1点目お答えいたします。今回の処分内容につきましては、あくまでも契約違反ということで、8月1日から用意する予定で進めた契約、これが実際は10月からという部分というふうになった結果ということでございますが、この辺についてはやはり受託者側の瑕疵があったものというふうに判断してございます。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 2点目の、白老町がこの処分を知った日というご質問ですが、10月の1週目だったと記憶しております。それから、この元気号の追加運行実証実験についての想定と評価というご質問でございますけれども、想定といたしましては1日3回走る運行について、それぞれ乗客がいるということで想定しておりますが、現在のところ、10月の運行状況を見ますと約1日1人程度ですので、10月末の前の議会でもご説明しているとおり、毎月、その結果を見て次の対策を打つということでご説明していますので、10月のその結果を受けて、次の策に検討したいというふうに考えております。

○副議長（前田博之君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 今、私聞いたこととちょっと違う答弁なのです。これは私が聞いたのは、平成28年6月3日の行政処分を白老町がいつ、誰がどのような形で、文章か口頭かでどのような形で報告を受けましたかと伺っています。それについて10月上旬というのは、誰がとか、そういうことが一切入っていないのでそこもお願いします。

それと1日3回、1回8,000円でやるというお話だったのですが、前のときには、準備していなければいけないからということで、確か6月の議会だったと思いますけれども、そのとき高橋地域振興課長はきちんと待っていなければいけないという部分も、準備しなければいけないという部分もあるから、1日1回8,000円、1日2万4,000円、プラス消費税分、その部分は出しますという答弁しているのです。その辺をどういうふうに考えるかという話はまだ私聞いていませんけれども、先に答弁したので、そこのところはどちらが正しいのと一つ教えてください。

それと私が先ほど質問したのは、1日何人の想定で元々こういう金額で契約したのかと、そういう考え方をお伺いしているのです。私はまだ高いとか、安いとか一切聞いていませんから。1日何人利用されるのだと。これは1日3回ですね。出す時間が10時半と12時半と2時半ですか。これを一体どういう想定の中で何人乗ると想定して、この1日2万4000円という金額を決めたのか。これについての考え方をお伺いしています。ですから今乗っていて、人数が少ないからこれから考えますの、これからは次に質問しようかと思っていた質問なくらいですのでお願いします。

○副議長（前田博之君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 白老交通が行政処分があったということについては、ちょっと記憶がきちんと手帳を見ないとわからないのですが、10月6日だと思います。それはちょっと名前は控えますけれども、ある方から総務課長のほうにその文章が渡され、そして総務課長から私のほ

うにそれが渡ってきています。それで私のほうもすぐあの文章を、議員ご覧になっているかと思いますが、運輸局の広報というふうなことだったのですぐネットで探したのです。そうしたらまさしくその中に同じ内容が出ていたことをその夜に確認をしました。その後、理事者のほうには、岩城副町長含めて事実についてのお知らせといたしますか、押さえを行いました。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず、1日の運行の想定人数ですけれども、当初は1日3回走らせることについて、各便にまず乗車してもらえらるだろうという想定で始めております。

それから、一応9人乗りということですので、それ以上になればまた増大しなければならないというふうには考えてはいたけれども、実際はそこまでいっていませんので、まず今の9人乗りで運行しているということです。

それから運行経費につきましては、3回で2万4,000円ということですので、1回8,000円なのです。その8,000円というのは、虎杖浜までを想定して鉄北、鉄南、どこでも行かなければならないものですから、それを実費換算に近い形で8,000円程度というふうに算定して1日2万4,000円というふうに設定しております。

○副議長（前田博之君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 最初のほうの行政処分のことでお伺いしますが、つまり平成28年10月6日ころまで町は知らなかったと。そして契約受託者のほうからも特に何の報告もなかったというふうに理解してもよろしいでしょうか。もしそうであれば、非常に不誠実な団体だと、契約者だと、言わざるを得ないと思います。やはりきちんと報告を、町との行政との契約ですから、その辺はきちんと報告して、こういう状態でしたと。そしてその上でもう処分も終わりましたのでという形ぐらいは報告があってもよかったのかと。そうでなければ、行政処分が行われたのが6月28日が終了ですから、6月29日に契約等審議会にかかっているわけですから、その日の朝突然、契約された業者さんに連絡いって、その日に会議をしたわけではなくて、その以前にもう既にいかがでしょうかと打ち合わせしているはずなのです。そうしたらもう行政処分受けている最中だったら、別に特に問題がなくても、せめてそういうくらい説明して下さってもよかったかと私はそのように思っております。2点目のところなのですけれども、1番聞きたいのは1回8,000円といっていますけれども、1日のうち、例えば1台だけ出ましたと、2台出ませんでしたと、乗る人いませんでしたと、それでも2万4,000円なのです。それとも8,000円だけなのですか。その辺を説明していただければと思います。そして、このことによって今回、3回とも利用者がなかった場合はこういうふうな形になるのですけれども、これもそのまま契約続けていくのかどうなのか、その辺のお考えはどうなのでしょう。今のところ順調にしているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 現在の契約では日額ということで、日額で支払いするということになっております。それで1日3便ありますけれども、1便その待機した時点でもう運行開始とい

うこととみなしておりますので、運行のあった日、運行準備に入った日は全て支払い対象になるということで考えております。それには車を用意して、運転手も用意して、そういう形で走らせておりますので、そういう考えでおります。それで現在、さらにこの運行についてはPRを強めていくということと、あと実証実験ですので料金を下げてもみるということも検討しております。

○副議長（前田博之君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） その行政処分の件につきましては、その10月6日までは、町としては全く押さえておりませんでした。もちろん受託者からのそういう報告もありませんでした。

○副議長（前田博之君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） すいません、最後にさせていただきます。それでは、1日のうちに誰も乗らない日があったら払わないけれども、1日のうち1人でも乗る人がいたら2万4,000円払うというふうに理解してよろしいのでしょうか。その辺がよくわからない、もうちょっときちんと説明していただければと思います。確認させてください。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず、病院で運行の準備に入った時点でその日の日額を発生するというので、仮に1日誰も乗らないことがあっても日額が発生するというのでございます。

○副議長（前田博之君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 今、ご質問があったけれども、3問目までしかできないものだから、みんな尻切れトンボで終わっていると思うのだけれども、なかなか3回でまとめるというのは大変なことだと思いますが、先ほど岩城副町長のご答弁の中でも、こういう事例は初めてだと。土木関係にはありましたというお話がありました。私も初めてだと思います。土木関係のこの違約金の経過は天候もあるし、資材の調達もあるし、さまざまな現場のいろいろな対応もあったりして、これはまれに遅れることも私はあるだろうと。今回の場合のこの議案については、何から始まっているかということ、まず請負契約の締結しているにもかかわらず、21日に運行業務について契約しながら運行業務の格別の配慮を依頼しているのですね。公文書によって格別な配慮を依頼しているわけですね。私がこの契約したその日にまちはなぜこの格別な配慮を依頼したのか。ここのところが私にはわからないのです。まちにどのような、何か切羽詰まったような、非常に差し迫るいろいろなこの契約に対してあったのかどうか、そういうことでこういう格別な依頼という言葉を使って契約しながらこういう言葉を使ったというのは、まず何かこの契約すると同時に問題があったのかということがまず一つお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、瑕疵についてお聞きしたいのですが、まず瑕疵という意味ですね。瑕疵行為とはどういうものなのか。10月13日の全員協議会の高橋地域振興課長は、契約に対する内容の瑕疵についてはないと、こう答弁しております。この改めて行政に瑕疵がないと判断したその見解、これをまずお聞きしたいと思います、この二つ。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の格別の配慮ということは、早期に早く運行してほ

しいという、手配をしてほしいという意味のことです。

そして私が述べたということで、契約についての瑕疵についてでございますが、我々実務担当課といたしましては契約に沿って進めようと。そして契約書には双方いろいろな問題があるときには協議して進めなさいというふうになっておりますので、そのことで協議をして進めているからよしという安易な考えだったかもしれません。それで今、本日、契約等審議委員会で、こういう判断をいただきましたので、やはり当時の私の判断が誤りであったというふうに考えております。どうも申しわけございません。

○副議長（前田博之君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 先ほど述べた、私質問した、運行業務に格別の配慮、この時点で依頼しているのですが、この時点で白老交通側は車両の配慮と車両の確保と乗務員の確保はできないのだと、こうはっきり言っていますね。ここに書いてあるのです。こう言っています。それにもかかわらず、7月21日に契約しましたね。要は車の確保ができないし、乗務員の確保もできないと、白老交通側はこう言っていますね。ですから、それでも町は契約したわけです。となれば、私はこの瑕疵ということからいくと、白老交通側の瑕疵ではなく、それでも契約してくれと結んだ行政側に瑕疵があるのではないかと私は思うのです。瑕疵がないのではなく、瑕疵があったのです。それでも契約したのだから。契約しなければよかったのです。車の確保ができなくて、乗務員もいないのに、それでも8月1日から契約してくれという話は、私は行政側の瑕疵だと思うのですけども、それがまず間違っているのかどうか。このことに、それからまちは遅くとも9月1日と、この時点で言っていますね。このバスの追加開始の経過を見ると。では8月1日に、もちろんできないのわかっているわけですね。言うなれば、車の確保がもう8月1日でできない。それから乗務員もいないということを知って、では9月1日から、8月下旬か9月、これは町政だより元気号にも出ていますね。出しました。この時点でも完全に行政側は白老交通さんの車の確保も乗務員もいないということを知り切っているわけなのです。それで契約したというのは、私は行政側の、これは瑕疵だと思うのですけども、それで瑕疵だと思うのだけれども、この時点で町長、副町長、どのような指示を出したのかと思うのですが、同時に運輸局とは、ここでも書いているのですが、どのような協議を進めたのか、進めているのか、この点についてお聞きしたいと思います。私はなぜこういうことを聞くかという、まれに見る今までのこういう契約の仕方もなかった。しかしながら、この乗合バスは町民の福祉のために、弱者のために、町民が喜ぶためにやった事業です。ですから私はきょうこの全員協議会の中で初めて白老交通に1カ月の指名停止をした。これは大きな私は重い指名停止だと思うのです。それはなぜかという、この白老交通の当事者は山本浩平議長なのです。この議場の。ですから私は、であるからこそ、きちんとしておかないと、これはいろいろな町民の間で、いろいろな風評も飛ぶし、いろいろなことも聞いて、本来、町民によればとやったことが、私は大きな町民も白老交通も、それから議会も私は厳しい風にさらされるのだと、こういう思いがあるから私は言っているし、こういうことをきちんとしておかないとだめだから私はこう言っているのです。それから私は普通の常識からいくと、契約相手側に停止処分をかけたならば、行政側も

同時に、私は瑕疵があると言っているわけですから、それなりのきちんとした行政側の処分も同時にこういうものは私は行うべきものではないかと。たまたま話に聞くと、白老交通を行政処分しているのは一昨日ですか。きょう初めて公の場に出たのですね、それでも。こういうことでは私は町民の不信感、それから議会としての大きな不信感に私は町民から、そういう町民が納得しないようなこの処分の仕方ではないかと思うのですが、おまえ間違っているというのだったら、それでいいけれども、私はこの議場にいる一人としてそう思うのですが、どうですか。

○副議長（前田博之君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 大きく2点ございます。まず1点目、8月1日にできないという事業者側のご意見のもとに町は契約しているというのは事実であります。その中で、さらに9月というふうに延びていったわけでございますが、その部分についての町の瑕疵がないかあるかという話は、これは瑕疵があります。契約している以上、8月1日からの契約期間ですから、一日も早く車両を用意して、本来であれば8月1日から運行するのが、これが契約ということですから、日単価というのは走ったときの支払いですので、あくまでも契約期間は8月1日という部分で、そのことが実行できなかったという部分はまちとしてのこれは責任は当然あることです。

それと9月1日というふうに遅れていった中の町理事者の指示どうしていたかという部分ですが、こういう車両が手配できなくているということは担当課長から私のほうに報告がありました。まずその遅れている事実確認と、一日も早く車両、それからドライバーさんの確保するよう、それを指示出しました。ただ、6月議会にあれだけの議論があつて、町長の政策判断というところまで議会側からいっていただいて、予算いただいた事業です。一日も早く運行させなければならないという思いから、小型タクシーでの代替運行、これも考えなければならないということで指示を出したというのがございます。いずれにしましても、町側の当初の契約期間、先ほど高橋地域振興課長のほうからありましたが、その考え方に認識がちょっとずれといたしまししょうか、欠落していた部分があります。ですので、その辺は本当に深く私からもお詫び申し上げて、できるだけ早く、先ほども古俣副町長からご答弁したとおり、この懲罰委員会を開催して、私も含めて、その辺は厳正な審査に諮られるというふうになると思います。以上です。

○副議長（前田博之君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） それが私は正当なあり方だと思っております。いろいろあるのですが、私はこの乗合バス、先ほどの中でも乗ろうが乗るまいが契約しているから2万4,000円は支払うというお話もありました。私はこの10月5日から小型タクシーから乗合バスに移ったのですが、小型タクシーに出した人数は、前に一部発表ありましたね。大体1日1人か、2人だと。私はせっかく戸田町長が、これは政策判断としてやったのです。だけれども、その政策判断がいいか悪いか、その利用がどうかこうかはひと月おきに判断をして、新たな取り組みにもうすると、こういうことも言われておりました。そうであれば、私はこの例えば10月5日からの乗合バスの人数は毎日何人乗っているのかということと、それからその前例になります小型タクシーですか、このころは1人か、2人、そうなれば、私はこの戸田町長のせっかくやった政策判断、これは町民全ての利用す

る方々が便利に利用してもらいたいという思いでやったのですが、残念ながら1人か2人だったと。この契約している10人乗りの乗合バスは何人乗っているかわかりませんから今あれしたのですが、こうであれば私はこの小型タクシー、これは1人か2人のときは、確か病院で利用したい方はお名前も書くことになっていますね。そうであれば私はこの乗合バスそのものが、私は戸田町長の政策判断だからどうのこうの言うわけでありません。見直すのであれば、何も1人しか乗らないのだったら小型タクシーでもいいわけです。こういうものの考え方を見直しの判断も私は必要だと思うのですが、その辺はどうなのか。それからこの乗合バスが10人乗りなのだけでも、せっかくやっただけでも乗らないか、1人か2人であれば、これも本当の福祉バスの利用者、利用したいと思っている人が本当町立病院から家に帰るだけの利用と思っているのか。あのバスの利用は買い物客のほうが多いのですね。買い物に来る方々が。この方々がこの政策判断でやった乗合バスの恩恵は一つも受けないわけなのです。この辺も含めた、この見直しというのも私は必要ではないかと思うのですが、その辺の考え方はどうですか。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） ただいまの追加運行の件で、今ご提案と申しますか、そういうご意見をいただきました。それで今の人数が少なければ小型化したほうがいいのではないかとか、あと病院だけではなくて買い物の方も対象に乗せるようにしたほうがいいのではないかと、ご意見いただきましたので、そういう点も含めて、改善する場合の検討にさせていただきたいと思えます。

前回、暫定運行の人数出しまして、そのほか5日から始まった分の人数も出しましたが、現在におきましても大体1日1人か、2人という状況は、暫定運行のときと状況的には今変わっておりません。それで11月の広報にもまた利用しましょうということは出したのですが、そのほかの方法として何らかの手、PRも含めて打っていくということで、先ほど申しましたことも含めて検討してまいりたいと思えます。

○副議長（前田博之君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 指名停止等要綱2条の指名停止措置要件というのがあると思うのですが、土木部の場合はどんな理由があろうと契約に遅れたら違約金というのがありますね。間違いなく取られます。1日当たり1,000分の何ぼとか、100分の何ぼとかと。この今回の場合、この契約履行しない場合は契約金徴収することができると、こうなっていると思うのですが、契約不履行に対する契約違反としての契約金の取り扱いはどのようにされていますかということ。

最後ですから私も先ほども言ったけども、せっかく戸田町長が政治判断をして町民や利用者のためにやったのですが、私はやはりこの利用者を置き去りにして、こういう議論だけをして、そしてまた誰が悪い、かれが悪い、こういう言い合いの繰り返しがなされないように、私は利用者が喜んで、そして皆さんの納めた税金がきちんと使われるような、私はこの福祉行政をやっていただきたい、こういう思いで今回述べたのですが、それも含めて戸田町長からも一言どんな考えを持っているかお聞きしたいと思えます。この二つです。

○副議長（前田博之君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 1点目のご質問で、今回の業務にあたりまして、契約書の第15条に損失負担という条項がございます。この条項につきましては、業務を行うにつき生じた損害については受注者側がその費用を負担するということでございますので、今回、この業務にかかわった町の損害という部分はございませんので、この今回何らかの違約金等は考えてございません。ただ、今回暫定運行に要した費用を町で負担してございますので、この辺につきましては、本来、町が負担する理由がないということで今回も支払っております。それは返還させていただくという考えであります。以上です。

○副議長（前田博之君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 契約の話とは別に元気号の福祉バスの考え方なのですが、6月の議会で町民の足を確保するというところで補正予算、議員の皆様にも通していただいて、こういう形でスタートしたところではありますが、やはり費用対効果と申しますか、利用者がきちんと利用してもらわなければ町民のためにならないということは重々認識しておりますので、今本当に1日1人ぐらいの、平均すると1人の利用ということは、これは間違いなく結果としてはだめだというふうに思っております。ただ、いろいろなその買い物とか、通院とか、福祉の部門とか、金融関係とか、いろいろな中でやはり町立病院、医療にかかわるほうが利用が高いのではないかという判断でこういうことをしたのですが、また一度、今、調査もしている段階でありますので、それと合わせて、今は元気号の福祉バスは補助金をもらっている以上、なかなか変更がきかないということもありますので、これはやはり臨機応変に対応するためには補助金に頼らない運行も一つ必要ではないかということは内部で今議論をしておりますので、これはまた追って新たな元気号のあり方をお示ししたいというふうに思っておりますし、きちんと利用者に利用される元気号でなければならないというふうに私も思っておりますので、この辺はまた新しい政策判断というか、事業に展開していきたいと考えておりますので、またそのときにはいろいろな議論があるかと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○副議長（前田博之君） ほかに質疑ありませんか。

6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。先ほど6月3日の違反行為についての部分については私のほうから謝罪申し上げたつもりです。ただし、やはり8月1日からの契約行為の中で、そして広報げんきに8月号に知らせ、そして9月号にまた改めてお知らせしております。これはやはり町民に対しての背信行為です。いくらどんな理由があっても、1日、日運行だとしても、町民に対して約束したことが守れなかったということは、これは背信行為ではないですか。これに対してはやはり、この請負業者さんに対しては相当の処分が必要だと。それが今回の行政処分といいますか、指名停止処分であるということは私も認識いたしました。これで多分この業者さんにとって社会的制裁、社会的責任というのは、こういった形で収まるのでしょうか。ただし行政側も相当な、そういった意味では大きな代償を払うことになるかもしれません。でも先ほど同僚議員から言われたとおり、

ここの会社の代表者がうちの山本議長の会社だということなのです。ですから、それは今後のまた我々議会の中での議論になりますけども、いずれにしても今回こういった指名停止という大きな社会責任を会社が果たすという結果になった以上、これはこれで収めることになるだろうと、私はそう考えます。いろいろな議論ありました。今までの経緯、経過も含めまして、今回こういった形の中でお話をいただきましたけども、社会的責任については理解いたしましたので、今後は議会側の対応になってくると思います。その部分については理解いたしました。

○副議長（前田博之君） 遅れたことに対する、背信行為云々に対する答弁をお願いします。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） まさしく今、氏家議員がおっしゃった部分については、最初に町側の責任としての、その契約にかかわっての責任の中には、今言ったような町民に対するしっかりとしたお知らせができていなかったと。そのところは重々、町としては責任を取らなくてはならないというふうに、そういう意味合いも多分に含んで町としては処分といいますか、そういう形の中で処理をしていかなければ、今言ったような社会的な責任といいますか、町民に対する責任を負うことができないだろうというふうに考えておりますので、懲罰委員会の中でしっかりと審議をして、結果を出したいというふうに思っています。

○副議長（前田博之君） ほか、ありませんか。ないようでしたら、私のほうから2点ほどいいですか。今まで議論されていますからその内容ではなくて、きょう配付された部分の事実内容だけ確認しておきたいと思えます。まず指名停止処分についてということで、白老町契約等審議委員会を対象事由に対して抵触するおそれがあるためと書いているのです。しかし、きょうの資料について戸田町長のほうから、契約違反に抵触すると判断しとなっています。これは戸田町長が契約等審議委員会から抵触するおそれがあるという審議結果を受けて、戸田町長が抵触したと判断したものかどうか。

それと二つ目は、事務上の流れの中で大事なことなのですが、戸田町長が説明した3にこれらの一連の行為を通じての対応についてとあります。この中の後段に、協議書など文書でお互いの責務を確認すべきであったと捉えております、こう書いています。しかし請負契約書の第2条では数値等の形式ということで、指示通知請求報告承認協議開示は原則として書面によるものとする。そして緊急でやむを得ない場合は口頭で行うけども、後日に書面に記載し、速やかにこれを相手に交付する、残ると思えます。そういうことを契約でうたっているにもかかわらず、戸田町長がこれらの協議書など文書において互いに責務を確認すべきであったと捉えております。この見解についてお聞きします。

それと最後に、白老町職員分限懲戒審査委員会を開催させるといっていますが、これについては理事者も処分の対象として議論になるのか、その3点を伺います。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 1点目のご質問にお答えします。まず契約等審議委員会のこの指名停止処分の協議につきましては、2番目で対象事由ということで、ここに抵触するおそれがあるた

めと、これはおそれがあるのではないかという投げかけの中で皆さんどうしますかという内容になってございます。それで、ここの処分の中では審議結果として停止処分とするという結論に至ってございますが、それは投げかけに対しましてその審議委員会の中では抵触おそれありということで決定をし、停止処分という審議結果となつてございます。それを踏まえて戸田町長が最終決定したという内容になってございます。以上でございます。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 3点目に記載のあります町の対応についてでございますけれども、契約書では1条の3項として、相互に符合しないときは発注者と受注者が協議して定めるということがありまして、その中でそれを書面として行う。または口頭で行ってもその後書面で残すということが記載されております。今回につきましては、口頭での協議というのがたくさんあった中で、それを書面化していないものがあつたと。当然、協議録というものもありますけれども、それが全て書面化していないということで、こういう結果となりました。

○副議長（前田博之君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 3点目の懲戒審査委員会におけるあり方といいますか、具体的に町理事者というふうな言葉が出てきましたけれども、そのところも含めて、今回のこの乗合タクシーの運行業務の関係については、その委員会の中で協議をして判断をしなければならないというふうに考えております。

○副議長（前田博之君） あとに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、地域循環バス元気号の追加運行（経過）についての説明を終了いたします。

（午後 4時25分）